

○大蔵委員会

内閣提出法律案（一八件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
10	租税特別措置法の一部を改正する法律案		三三	受領 三三 (予) 三九 可決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	本会議で趣旨説明聴取 三九
9	法人税法の一部を改正する法律案		三三	受領 三三 (予) 三九 可決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	付託 三三 議決 三三 可決 三三	本会議で趣旨説明聴取 三三
7	石油税法の一部を改正する法律案		三〇	受領 三七 (予) 三三 可決 四六 可決 四〇	付託 三三 議決 四六 可決 四〇	付託 三三 議決 三六 可決 三七	本会議で趣旨説明聴取 三三
6	物品税法の一部を改正する法律案		三〇	受領 三七 (予) 三三 修正 四六 修正 四〇	付託 三三 議決 四六 修正 四〇	付託 三三 議決 三六 修正 三七	衆議院へ同付 四三 衆議院へ同付 四三
5	酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案		三〇	受領 三七 (予) 三三 修正 四六 修正 四〇	付託 三三 議決 四六 修正 四〇	付託 三三 議決 三六 修正 三七	本会議で趣旨説明聴取 三三
3	昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案		二八	受領 五八 (予) 五九 可決 六六 可決 六七	付託 五九 議決 六六 可決 六七	付託 三〇 議決 四七 修正 五八	本会議で趣旨説明聴取 五九、五九
1	農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案		五九、二八	受領 五九、二三 (予) 五九、二八 可決 五九、二三 可決 五九、二四	付託 五九、二八 議決 五九、二三 可決 五九、二四	付託 五九、二八 議決 五九、二三 可決 五九、二三	

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
76	塩専売法案		四、六	受領 七、七	可決 八、二 可決 八、三	可決 七、三 可決 七、七	本会議で趣旨説明聴取 七、〇
75	日本たばこ産業株式会社法案		四、六	受領 七、七	可決 八、二 可決 八、三	可決 七、三 可決 七、七	
74	たばこ事業法案		四、六	受領 七、七	可決 八、二 可決 八、三	可決 七、三 可決 七、七	
71	株券等の保管及び振替に関する法律案	先議	四、七	送付 四、〇	可決 四、七 可決 四、〇	可(予) 四、七 可決 五、九 可決 五、〇	
54	調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案		三、七	受領 五、〇	可(予) 三、七 可決 五、七 可決 五、八 可決 五、〇	可決 五、八 可決 五、〇	
51	特許特別会計法案		三、七	受領 四、三	可(予) 三、七 可決 四、七 可決 四、〇	可決 四、六 可決 四、三	
50	各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案		三、七	受領 四、三	可(予) 四、五 可決 四、七 可決 四、〇	可決 四、六 可決 四、三	
32	関税率法等の一部を改正する法律案		三、九	受領 三、〇	可(予) 三、九 可決 三、二 可決 三、一	可決 三、〇 可決 三、〇	
11	所得税法等の一部を改正する法律案		五、三	受領 五、三	可(予) 五、九 可決 五、三 可決 五、三	可決 五、三 可決 五、三 可決 五、三	本会議で趣旨説明聴取 五、九

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院			衆議院			備考	
1	昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (五、二、八)	五、二、八	五、二、八	付託 (予) 五、二、八	議決 五、二、九	議決 五、二、二〇	付託 五、四、四	議決 五、四、四	議決 五、四、四	可決 五、二、八	
10	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	伊藤十三名君 (三、三〇)	四、四		(予) 四、四			四、四	継続	継続	可決	
11	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	伊藤十三名君 (三、三〇)	四、四		(予) 四、四			四、四	継続	継続	可決	
41	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (七、二)	七、三	七、三	(予) 七、三	可決 七、七	可決 七、二〇	可決	可決	可決	可決 七、三	
42	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (八、二)	八、二	八、二	(予) 八、二	可決 八、七	可決 八、八	可決	可決	可決	可決 八、二	

77	たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案		四、六	受領 七、七	七、〇	可決 八、二	可決 八、三	四、七	可決 七、三	可決 七、七	本会議で趣旨説明聴取
78	たばこ消費税法案		四、六	受領 七、七	七、〇	可決 八、二	可決 八、三	四、七	可決 七、三	可決 七、七	

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

五九、 二、 八 内閣提出

二、 二二 衆可決

二、 二四 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、昭和五十八年度において一般会計から百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れる。

二、右の繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定に決算上の剰余が生じた場合において、再保険金支払基

金勘定に繰り入れるべき金額を控除してなお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れる。

委員長報告

ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるための資金として、同年度において一般会計から百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同勘定に繰り入れる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、共済掛金算定の基礎、米の需給計画及び消費拡大策のあり方、果樹共済への地域別加入状況と促進策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)

五九、 二、 八 内閣提出

三、 三〇 衆本会議趣旨説明

五、 八 衆修正

五、 九 参本会議趣旨説明

六、 二七 参可決

要旨

本法律案は、我が国の財政の現状にかんがみ、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰入れ等の停止、日本電信電話公社及び日本専売公社の臨時国庫納付金の納付、特例公債についての借換債の発行の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

(一) 予算をもつて国会の議決を経た金額(六兆四千五百五十億円)の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(二) 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和六十年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和五十九年度所属の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

二、国債費定率繰入れ等の停止

昭和五十九年度における国債償還財源の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わない。(本措置による繰入れ停止の金額は約一兆六千二百二十七億円である。)

三、日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付

日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、前事業年度の経営上生じた利益のうち二千億円に相当す

る金額を、昭和六十年三月末日までに国庫に納付しなければならぬ。

四、日本専売公社の臨時国庫納付金の納付

日本専売公社は、通常の専売納付金及び昭和五十八、五十九兩年度において納付することとなつてゐる特例納付金のほか、昭和五十九事業年度において、前事業年度の損益計算上生じた利益のうち三百億円に相当する金額を、昭和六十年三月末日までに国庫に納付しなければならぬ。

五、特例公債の償還のための起債の特例

(一) 昭和五十一年度から昭和五十八年度までの各年度における特例公債発行の根拠となつた各法律中、当該年度発行の特例公債について借換債を發行しないと規定を削除する。

(二) 特例公債の借換えについては、国の財政状況を勘案して、できるかぎり行わないよう努めることとともに、借換えを行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われてい

る。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、依然として厳しい現下の財政状況のもとで、昭和五十九年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置並びに日本電信電話公社及び日本専売公社の国庫納付金の納付の特別措置をそれぞれ定めるとともに、同年度以前の各年度において発行した特例公債について、償還のための起債の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、既発債を含め一括して特例公債の借換債を發行することとした財政運営上の政策転換の理由、本案を五十九年度財源確保の法案と借換債発行のため法案に二分できない理由、特例公債依存財政脱却目標年次である六十五年度までとその後における財政状況の見通

し、減債基金制度維持についての対応、具体的な中期財政計画提出の必要性、公債の発行、管理についての歯どめの具体策、財政法上の日銀引受け禁止の精神の尊重等について総理、大蔵大臣並びに財政当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員、参議院の会を代表して青木茂委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩崎純三理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、特例公債依存財政から昭和六十五年度までに脱却するための手順と方策を具体的に明らかにすべきであること、公債償還、減債基金への繰入れの見直しと償還計画を明示すること及び特例公債、建設公債別の発行、消化状況等を報告すること、日本銀行に係る両公債

別の保有状況等について報告すること等を含む三項目についての附帯決議案が自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会、新政クラブの各派共同提案として竹田四郎理事より提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第五号)(衆議院送付)

五九、二、一〇 内閣提出

二、二二二 衆本会議趣旨説明

三、一三三 参本会議趣旨説明

三、二二七 衆可決

四、一〇 参修正

四、一二 衆同意

要旨

本法律案は、最近における厳しい財政事情、酒税の負担

状況等にかえりみ、酒税の従量税率の引上げ等を行うほか、清酒製造業の経営基盤の安定に資するための措置を講ずる等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、酒税の従量税率について、その税率をビール、ウイスキー類特級、清酒特級及び合成清酒については十九・五パーセント程度、清酒一級については十七・八パーセント程度、清酒二級については十四・八パーセント程度、しようちゆう乙類及びウイスキー類一級については二十・四・七パーセント程度、甘味果実酒、ウイスキー類二級、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒については二十九・七パーセント程度、しようちゆう甲類及び果実酒については三十四・五パーセント程度をそれぞれ引き上げる。

なお、この引上げ幅を通常の容器一本当たりの税額に換算すると、清酒特級百七十九円程度、ウイスキー類特級二百六十一円程度、ビール二十五円程度などとなる。

二、清酒等についてアルコール度数による減算税率が適用されるアルコール度数の下限を引き下げるほか、免税酒類の表示制度を廃止する等制度の整備合理化を行う。

三、清酒製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒

造組合中央会は、昭和五十九年七月一日から六十四年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止する者に対し、給付金を給付するとともに、これを係る納付金を清酒製造業者から徴収することができるとするほか、同中央会は、近代化事業基金を設け、その基金の運用益をもつて近代化事業の運営に必要な経費にあてることとする。なお国は、同基金に充てる資金を無利子で貸し付けることができよう措置する。

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約三千二百億円である。

修正要旨

本法律案の施行期日について、原案において「昭和五十九年四月一日」とあるのを「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の規定の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告

申し上げます。

まず、酒税法等改正案は、最近における酒税の負担状況等に顧み、酒税の従量税率の引上げ及び制度の整理合理化を行うほか、清酒製造業の経営基盤の安定等に資するための措置を講じようとするものであります。

次に、物品税法改正案は、最近における消費の実態及び課税物品相互間の負担の権衡等に顧み、録音用磁気テープ等の物品を新たに課税対象に加えるとともに、小型乗用自動車等の税率を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

次に、石油税法改正案は、最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下等に顧み、今後における原油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、石油税の税率引上げ及び課税対象の追加等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら三法律案に対する質疑を行うとともに、昭和五十九年度税制改正に関して参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

三法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、自由

民主党・自由国民会議の岩崎純三理事より、酒税法等改正案及び物品税法改正案に対し、二法律案の施行期日を「公布の日」に改め、これに伴う所要の規定を整備する修正案がそれぞれ提出されました。

続いて二修正案及び三原案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して丸谷金保委員、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、いずれも二修正案及び修正部分を除く三原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して大坪健一郎理事より二修正案及び修正部分を除く三原案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、酒税法等改正案、物品税法改正案に対する修正案及び修正部分を除く二原案並びに石油税法改正案について採決の結果、酒税法等改正案及び物品税法改正案はいずれも多数をもって修正議決すべきものと決定し、また石油税法改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、酒税制度について酒類の消費の実態に即しその税負担のあり方を引き続き検討すること等

六項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

物品税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送

付）

五九、 二、一〇 内閣提出

二、一二 衆本会議趣旨説明

三、一三 参本会議趣旨説明

三、二七 衆可決

四、一〇 参修正

四、一二 衆同意

要旨

本法律案は、最近における厳しい財政事情、国民消費の実態及び課税物品相互間の負担の権衡等にかえりみ、物品税の課税対象の追加及び税率の引上げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、録音用又は録画用の磁気テープ、全自動以外の電気洗

濯機、ビデオディスクプレーヤー、コンパクトディスクプレーヤー等の物品について、所要の経過措置を講じた上、新たに課税対象に加える。

二、小型乗用車及びカーキラー等の税率を一パーセント、軽乗用車及びライトバン等の税率を〇・五パーセントそれぞれ引き上げる。

三、テレビの難視聴解消に資することとなる衛星放送受信用テレビジョンチューナーについて五年間の課税の特例措置を講ずるほか、物品税の納税手続を簡素化する等制度の整備合理化を行う。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約三百四十億円（租税特別措置法の改正を含めた物品税全体では、約三百五十億円）である。

修正要旨

本法律案の施行期日について、原案において「昭和五十九年四月一日」とあるのを「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の規定の修正を行うものである。

委員長報告

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

石油税法の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五九、 二、一〇 内閣提出

二、一二 衆本会議趣旨説明

三、一三三 参本会議趣旨説明

三、二七 衆可決

四、一〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下等にかえりみ、今後における石油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、石油税の税率引上げ及び課税対象の追加等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税率の引上げ

原油及び輸入石油製品の税率を四・七パーセント（現行三・五パーセント）に引き上げる。

二、課税対象の追加等

ガス状炭化水素（液化したものを含み、本邦において石油精製等により得られるものを除く。）を課税対象に追加し、その税率を一・二パーセントとする。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約六百七十億円である。

委員長報告

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第九号）（衆議院送付）

五九、 二、二一 内閣提出

二、二四 衆本会議趣旨説明

三、九 参本会議趣旨説明

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、現下の財政事情等にかえりみ、法人税の延納制度を廃止するとともに、課税の公平に資するため帳簿書類の備付制度を設けることとする等、所要の措置を講じようとするものである。

なお、法人税の延納制度の廃止による租税の増収見込額は、昭和五十九年度約七百億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法人税法一部改正案は、法人税の延納制度を廃止するほか、課税の公平を一層推進する等のため、所要の改正を行おうとするものであります。

租税特別措置法一部改正案は、現下の厳しい財政事情に顧み、二年間の臨時措置として法人税の税率の引上げ及び欠損金の繰戻しによる還付制度の適用停止を行うとともに、エネルギー利用の効率化、中小企業の設備投資等を促進するための措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化を進める等、所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

所得税法等一部改正案は、最近における所得税負担の状況等にかんがみ、その負担の軽減を図るため、人的控除の引上げ、給与所得控除の拡充及び税率の見直し等により、初年度約八千七百億円に上る所得税減税を実施するとともに、課税の公平を一層推進するための措置を講じようとするものであります。

関税定率法等一部改正案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら四法律案に対する質疑を行うとともに、昭和五十九年度税制改正に関して参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

四法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、法人税法及び所得税法等両改正案に対し、納税環境整備等に係る規定を削除することを内容とする両修正案がそれぞれ提出されました。

これら両修正案に対する質疑はなく、四原案及び両修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表

して竹田四郎理事より、両修正案及び法人税法、租税特別措置法、所得税法等改正の三原案に反対、関税率法等改正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男理事より、両修正案に反対、四原案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事より、両修正案、関税率法等改正案を除く三原案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、四原案に反対、両修正案に賛成、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より両修正案及び法人税法、租税特別措置法、所得税法等改正の三原案に反対、関税率法等改正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、両修正案及び四原案について順次採決の結果、近藤委員提出の両修正案はいずれも賛成小数をもちて否決され、四法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法人税法、租税特別措置法及び所得税法等の三改正案並びに関税率法等改正案に対して、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

五九、 二、二一 内閣提出

二、二四 衆本会議趣旨説明

三、 九 参本会議趣旨説明

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、臨時措置として法人税の税率の引上げを行うとともに、租税特別措置の整理合理化、中小企業の設備投資等の促進をはかる等、所要の税制上の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、法人税の税率引上げ等

法人税率を二年間の臨時措置として、普通法人については一・三%、中小法人、公益法人、協同組合等については一%、それぞれ引き上げるとともに、法人税の欠損金の繰戻しによる還付制度について、解散等の特別な場合

を除き、その適用を二年間停止する。

二、設備投資促進のための措置

エネルギー利用効率化設備又は電子機器利用設備を取得した場合について、二年間限りの措置として、一定の要件の下で、取得価額の百分の三十の特別償却と取得価額の百分の七の特別税額控除とのいずれかの選択を認める。

三、土地、住宅税制の改正

一定の要件に該当する民間の再開発事業に係る買換え等の課税の特例を設けるほか、年間所得金額が五百万円以下の個人が、父母等から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税については、二年間限りの措置として、住宅取得資金のうち五百万円までの部分について、五分五乗方式により税額を計算する特例を設ける。

四、既存の租税特別措置の整理合理化

海外投資等損失準備金の積立率及び廃棄物再生処理用設備の特別償却割合等の引下げ、省エネルギー設備等を取得した場合の特別償却制度等の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化するとともに、登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行う。

五、普通乗用自動車等の物品税の軽減税率を二十二・五%

から二十三%に引き上げる。

その他、同居特別障害者及び同居老親等扶養親族の特別控除額の二万円引上げを行うとともに、住宅取得控除、中小企業の貸倒引当金の特例等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じてその適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

委員長報告

法人税法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）

五九、 二、二二 内閣提出

二、二四 衆本会議趣旨説明

三、 九 参本会議趣旨説明

三、二九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、所得税負担の軽減を図り、課税の公平を一層推進する等のための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ三十三万円（現行二十九万円）に引き上げるとともに、給与所得控除について、四十パーセント及び三十パーセントの控除率の適用対象となる給与収入の範囲をそれぞれ一割拡大し、最低控除額についても五十五万円（現行五十万円）に引き上げる。これにより、給与所得者の課税最低限は、夫婦二人の場合で二百三十五万七千円となる。

二、税率構造の見直しについては、最低税率を十・五パーセント（現行十パーセント）に、最高税率を七十パーセント（現行七十五パーセント）に改めるとともに、税率適用区分の数を十五（現行十九）に縮減する。

三、特別な人的控除については、障害者控除、老年者控除、勤労学生控除及び寡婦（寡夫）控除をそれぞれ二十五万円（現行二十三万円）に、特別障害者控除を三十三万円（現行三十一万円）に引き上げる。

四、配偶者控除、扶養控除の適用要件である配偶者等の給与所得等の所得限度額を三十三万円（現行二十九万円）

に引き上げることとし、いわゆるパート主婦の控除対象配偶者となりうる年間給与収入を八十八万円以下とする。その他、白色申告者の専従者控除を四十五万円（現行四十万円）に、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を十五万円（現行十万円）にそれぞれ引き上げるほか、個人年金保険料等について所得控除を設ける等所要の措置を講ずる。

五、課税の公平を一層推進するため納税環境の整備を図る見地から、前々年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額が三百万円を超える者等の記帳制度及び事業所得等に係る総収入金額が五千万円を超える者の総収入金額報告書の提出制度等を設けるほか、過少申告加算税、課税処分取消訴訟における証拠の申出等につき所要の整備を図る。

六、災害被害者の負担を軽減するため、所得税の減免を受けることができる災害被害者の所得限度額及び所得税の軽減又は免除の対象となる所得限度額を、それぞれ五割引き上げる。

なお、今次改正による所得税減税規模は初年度約八千七百億円と見込まれている。

委員長報告

法人税法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）（衆議院送付）

五九、 二、二九 内閣提出

三、三〇 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目のうち、鉱工業品に係る実行関税率の段階的引下げを一年分繰り上げて実施する。また、主要関係国の関心の深い半導体、再生木材、香水、バナナ等の関税率の撤廃又は引下げを行うとともに、これに伴い、入国者が携帯して輸

入する香水に課される簡易税率を引き下げる。

二、鉱工業品に対する特惠関税の適用限度額等の拡大を図るため、適用限度額等の算定方式を変更するとともに、特惠関税の便益をより多くの開発途上国へ均てん化するための措置を講ずる等所要の改正を行う。

三、昭和五十九年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び各種の減免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十九年度一般会計分の関税減収見込額は、約二百二十億円である。

委員長報告

法人税法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案（閣法第五〇号）（衆議院送付）

五九、 三、二七 内閣提出

四、一二 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における経済情勢等にかんがみ、各種手数料等の額の適正化を図るとともに、費用負担の適切な調整に資するため、各種手数料等の規定の合理化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特許法等工業所有権に関する四法律に規定されている特許料等の金額及び限度額の引上げを行う。

二、特許法等工業所有権に関する四法律及び不動産の鑑定評価に関する法律等三十九法律の規定に基づき各種の手数料等で、所要の経費に係る実費により算出できるものについては、これらの実費を勘案してその額を政令で定めることができることとする等の規定の合理化を行う。

三、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、特許法等工業所有権に関する四法律の一部改正については、昭和五十九年八月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う手数料等の増収見込額は、昭和五十九年度約七十八億円である。

委員長報告

株券等の保管及び振替に関する法律案の委員長報告参照

特許特別会計法案（閣法第五一号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、一二 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、近年における特許等工業所有権の出願件数の著しい増大、その内容の高度化・複雑化に対処するため、コンピュータ化を中心とする総合的施策を講ずることにより、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特許特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本特別会計は、特許等工業所有権に関する事務に係る経理を行うことを目的とし、通商産業大臣が管理する。

二、本特別会計の歳入は、郵政事業特別会計からの特許印

紙に係る受入金（特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に係る特許料、登録料及び手数料）、一般会計からの繰入金等とし、歳出は、事務取扱費、施設費等とするほか、本特別会計の予算及び決算の作成・提出並びに一般会計からの繰入れ、剰余金の繰入れ、借入金及び一時借入金の借入れ、余裕金の預託等、本特別会計の経理に關して必要な事項を定める。

三、本法律は、昭和五十九年七月一日から施行し、これに伴い必要な経過規定を設けるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

なお、本法律施行に伴い、昭和五十九年度特許特別会計の歳入・歳出予算額として、それぞれ二百五十一億三千四百萬二千円が計上されている。

委員長報告

株券等の保管及び振替に関する法律案の委員長報告参照

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

五、一〇 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、調和ある対外経済関係の形成を図るため、国際復興開発銀行等に対する出資の額の増額に應ずるための措置を講ずるとともに、外国会社に係る有価証券報告書の提出期限の弾力化を行うほか、非居住者である個人等による株式取得の特例措置の廃止を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、国際復興開発銀行に対し、従来の出資の額のほか、一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる六億六千二百四十万ドルの範囲内において、出資することができることとする。

二、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、五千

三百二十五億九千八百五十七万円の範囲内において、出資することができることとする。

三、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、今後同銀行に対し、従来の出資のほか、予算で定める範囲内において、出資することができることとする。

四、証券取引法の一部改正

外国会社に係る有価証券報告書の提出期限を、事業年度経過後三か月以内から、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内とすることとする。

五、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正

(一) 対内不動産投資の届出につき、内容の審査等を要するものを大蔵大臣が定めるものに限ることとする。

(二) 対内直接投資に該当する行為につき、上場会社等の株式の取得者と特別の関係にあるものの規定を整備することとする。

(三) 非居住者である個人等による株式取得の特例措置を廃止することとする。

六、日本輸出入銀行法の一部改正

輸入金融の貸付相手方に外国法人を加えるほか、余剰金の運用方法として、外国通貨をもつて表示される預金等を加えることとする。

七、外貨公債の発行に関する法律の一部改正

財政法第四条第一項ただし書等の規定により発行する外貨公債につき、発行地の法令又は慣習によることのできることとする等、所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、調和ある対外経済関係の形式を図るため、昭和五十八年十月に策定された総合経済対策のうち、国際復興開発銀行等に対する増資、外国会社に係る有価証券報告書の提出期限の弾力化、非居住者である個人等による株式取得の特例措置の廃止等の施策を講ずることとし、関係

法律を一括して改正しようとするものであります。

委員会におきましては、対外経済援助についての基本的なあり方、発展途上国の累積債務問題の打開策、我が国の金融・資本市場の開放策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

株券等の保管及び振替に関する法律案（閣法第七一号）（先議）

五九、 四、 七 内閣提出

四、 二〇 参可決

五、 一〇 衆可決

要旨

本法律案は、株券その他の有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため、株券等の集中保管及び口座振替を行う保管振替機関等に関する必要な事項を定めるとともに、保管振替機関が保管する株券等に表示されるべき権利の譲渡、

その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象株券等の範囲

証券取引所に上場されている株券等又は流通状況がこれに準ずる株券等で、主務大臣（大蔵大臣及び法務大臣）が指定したものとす。

二、保管振替機関の指定及び監督

主務大臣は、株券等の保管振替事業を適正かつ確実に行うことができる認められる公益法人を指定するとともに、保管振替事業の検査を行う等必要な監督を行う。

三、株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

(一) 株主は株券を証券会社等に預託し、証券会社等はこれを更に保管振替機関に預託する。保管振替機関に預託された株券は、保管振替機関名義に書き換えられた上で集中保管する。

(二) 株主が保管振替機関に預託した株式を売買した場合や担保に供した場合、株券の実際の受渡しに代え、保管振替機関や証券会社等における帳簿の上での振替を

行う。

(三) 発行会社は、保管振替機関名義の株券については、実質株主の氏名、株式数等を記入した実質株主名簿を作成する。実質株主はこの実質株主名簿の記載に基づき、発行会社に対し配当金の受領、議決権の行使等ができる。

四、株券以外の有価証券の保管及び振替

株券以外の有価証券の保管及び振替については、株券の保管及び振替と同様に取り扱う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、本院先議の株券等の保管及び振替に関する法律案は、我が国証券市場における株券その他の有価証券の保管及び受渡しを抜本的に合理化し、株券等の流通の円滑化を図るため、株券等の保管及び振替を行う保管振替機関に關し、必要な事項を定めるとともに、同機関が保管する株券等に表示されるべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法の特例を定めようとするもので

あります。

次に、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案は、最近における経済情勢等にかんがみ、特許法等工業所有権に関する四法律に規定されている特許料等の金額または限度額について、所要経費の増加等を勘案して、それぞれ必要な額の引上げを行うとともに、これら四法律及び不動産の鑑定評価に関する法律等三十九法律の規定に基づく各種の手数料等で、所要の経費に係る実費により算出できるものについて、その額をこれらの実費を勘案して政令で定めることができることとする等の規定の合理化を行おうとするものであります。

次に、特許特別会計法案は、近年における技術開発の進展に伴う特許等工業所有権の出願件数の著しい増大、その内容の高度化、複雑化等に対処するため、コンピュータを中心とする総合的施策を講ずることにより、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、これを一般会計と区分して経理しようとするものであります。

委員会におけるこれら三法律案に対する質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、三法律案に対する討論はなく、三法律案を順次採決の結果、株券等の保管及び振替に関する法律案及び各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案は多数をもって、特許特別会計法案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、特許特別会計法案に対し、「特許等工業所有権の理念及び公共性が損なわれることのないよう十分配慮すること」等、四項目にわたる附帯決議案が竹田四郎理事より提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

たばこ事業法案（閣法第七四号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、臨時行政調査会の基本答申の趣旨に沿って、開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れについては、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）が、あらかじめ、たばこ耕作者と耕作面積等を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当該契約面積から生産された葉たばこは会社が全量買入れる。

なお、会社が当該契約を締結しようとするときは、あらかじめ、耕作面積及び価格について、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重しなければならない。

二、会社の製造する製造たばこについては、品目別の庫出価格の最高額について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

三、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとす

る者は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。また製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者も、当分の間、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

四、製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、

当分の間、大蔵大臣の許可を受けなければならない。な

お、たばこ専売法の規定により日本専売公社の指定を受けている製造たばこの小売人は、小売販売業者とみなす。

五、製造たばこの小売定価については、その品目ごとに大

蔵大臣の認可を受けなければならない。小売販売業者は、大蔵大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。

以上のほか、喫煙と健康の関係に関する注意文言の表示の義務付け、製造たばこの広告に関し必要な指導等、所要の規定の整備等を行う。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行することとし、たばこ専売法及び製造たばこ定価法は同日をもつて廃止する。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員

会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

たばこ事業法案は、開放経済体制に即応して、外国たばこの輸入を自由化し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し、所要の調整を行おうとするものであります。

日本たばこ産業株式会社法案は、たばこ専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社を設立し、これに製造たばこの製造を独占させるとともに、その販売等の事業を経営させようとするものであります。

塩専売法案は、日本専売公社が日本たばこ産業株式会社に改組されることに伴い、塩専売事業を当該会社の実施させることとし、このために必要な措置を講ずるとともに、経済社会情勢の変化に対応して、塩専売制度の整備改善を図るための措置を講ずるほか、所要の整備を行おうとするものであります。

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係法律の所要の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

たばこ消費税法案は、たばこ専売制度を廃止することとなったことに伴い、専売納付金制度にかえてたばこ消費税制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、五法律案を一括して質疑を行い、経営形態の民営化を原則とする臨調答申と今次制度改革との相違点、今次のたばこ事業改革を恒久的な措置とする点についての確認、たばこの輸入自由化が国内たばこ産業に与える影響及び国際競争力強化策のあり方、新会社の経営の自主性確保に当たっての公的関与のあり方及び近代的労使関係の確立・維持の方途、新会社の政府保有株式の公開の具体的時期、財務状況の見通し、事業範囲の拡大及び葉たばこ過剰在庫解消のあり方、国内塩産業の自立化への方途と時期的めど、喫煙が健康に及ぼす影響とこれについての関係機関の認識等について総理、大蔵大臣並びに関係

当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取し、さらに地方行政委員会、農林水産委員会、商工委員会と連合審査会を開く等慎重に審査を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、五法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木和美委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩崎純三理事、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、五法律案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五法律案に対し、今次改革が従来の専売制度及び公社制度を抜本的に変革するものであることにかんがみ、新制度移行に当たっては、新会社に対する公的関与を極力排除し、新会社の経営の自主性を発揮できるように政府は十分配慮すべきであること等、七項目にわたる附帯決議案が自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会、新政クラブの各派共

同提案として竹田四郎理事より提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

日本たばこ産業株式会社法案（閣法第七五号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、たばこ専売制度の廃止に伴い、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るため、日本専売公社を改組して日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）を設立し、これに、製造たばこの製造及び販売等の事業を経営させようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、会社は、たばこ事業法第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業

を經營することを目的とする株式会社とする。

二、会社の株式については、たばこ産業の置かれた状況等にかんがみ、本則で発行済株式の総数の二分の一以上、附則で、当分の間、三分の二以上の保有義務を政府に課すこととしており、さらに、政府がその保有する株式を処分するに際しては、国会の議決を経なければならないこととする。

三、会社は、製造たばこの製造、販売及び輸入の事業のほか、これらに附帯する事業及び会社の目的を達成するために必要な事業を営むことができることとする。また、当分の間、右の事業のほか、塩専売法で定めるところにより塩専売事業を行うこととする。

四、取締役及び監査役の選任及び解任の決議、事業計画等は、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととする。等会社の監督について所要の規定を設けることとする。なお、本法律は、公布の日から施行することとする。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

塩専売法案（閣法第七六号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、日本専売公社が日本たばこ産業株式会社法案に基づいて日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）に改組されることに伴い、公社が行つてゐる塩専売事業を会社を実施させることとし、このために必要な措置を講ずるほか、塩田製塩を前提とした現行諸規定について見直しを行う等塩専売制度の整備改善を図るため、塩専売法の全部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、塩専売事業が公益専売である旨を明らかにした目的規定を新たに設ける。

二、国に専属する専売権能を会社に行わせることとし、そ

のために、塩専売事業責任者の指名、塩専売事業運営委員会の設置、塩専売事業のたばこ事業との区分経理等、塩専売事業を実施する上での公共性を担保するための措置を講ずる。

三、「塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法」に規定されている諸措置のうち、今後なお必要と認められる買入数量の割当制度や販売の特例制度を本法律案に取り入れた上、当該臨時措置法を廃止する。

四、国内塩産業の自立化の目途が得られた段階で、本法律について検討を加え、所要の措置を講ずる検討規定を設ける。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行することとし、塩専売事業責任者の指名、塩専売事業運営委員会の設置、塩専売事業のたばこ事業との区分経理等、塩専売事業実施のための日本たばこ産業株式会社法の特例規定等は公布の日から施行する。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
案（閣法第七七号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩専売法の施行に伴い、製塩施設法及び塩業組合法の二法律を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等関係六法律について、規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員等共済組合法の一部改正

日本たばこ産業株式会社（以下「会社」）についても、共済制度を適用し、経営形態変更後の公経済負担は国庫負担とする。

二、たばこ耕作組合法の一部改正

たばこ事業法案第六条により、たばこ耕作組合中央会が棄たばこの価格その他契約の基本的事項を約定することができるとしたことに伴い、たばこ耕作組合にその行為能力を与えることとする。

三、公共企業体等労働関係法の一部改正

会社については労働三法を適用することとし、公共企業体等労働関係法は適用しないこととする。

四、児童手当法の一部改正

会社の負担を一般事業主負担にあらためることとする（全額負担から七割負担へ、残りは国が十分の一、都道府県及び市町村が各十分の〇・五）。

五、身体障害者福祉法の一部改正並びに母子及び寡婦福祉法の一部改正

小売販売業の許可に関し、身体障害者、母子家庭などには特別の配慮をするよう措置しているが、これを引き続き継続するための所要の改正をすることとする。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行することとし、国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置については公布の日から施行する。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

たばこ消費税法案（閣法第七八号）（衆議院送付）

五九、 四、一六 内閣提出

四、二七 衆本会議趣旨説明

七、一七 衆可決

七、二〇 参本会議趣旨説明

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、たばこ専売制度を廃止することとなつたことに伴い、現行の専売納付金制度に代えてたばこ消費税制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、たばこ消費税は、製造たばこを課税物件とし、国産製造たばこについては製造たばこの製造者、輸入製造たばこについては保税地域から引き取る者をそれぞれ納税義務者とする。

一、たばこ消費税の税額は、価格に応じて負担を求める従価割額と数量に応じて負担を求める従量割額の合算額とし、課税標準は、従価割にあつては小売定価とし、従量割にあつては本数又は重量とする。

三、税率は、現行の納付金率及び地方たばこ消費税の税率を参酌しつつ製造たばこの種類ごとに定めることとし、従価割の税率と従量割の税率はすべての種類の製造たばこについて八対二程度とする。具体的には、紙巻たばこについては、従価割の税率を二十三％、従量割の税率を千本につき五百八十二円とする。

四、申告及び納付については、製造たばこ製造者については移出した月の翌月末日までに申告納付することとし、保税地域から引き取る者については引取りの際に申告納付することとするほか、納期限の延長、納税地等についての所要の措置を講ずる。

なお、本法律は、昭和六十年四月一日から施行することとし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、租税特別措置法、国税通則法その他の関係法律について所要の改正を行う。

委員長報告

たばこ事業法案の委員長報告参照

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）（衆議院提出）

五九、 二、 八 衆・大蔵委員長提出

二、 八 衆可決

二、 一〇 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交

付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度における租税の減収見込額は、約十一億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十八年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度の租税の減収額は、約十一億円と見込まれております。

委員会におきましては、奨励金依存の水田利用再編対策

の見直し、奨励金の性格と交付の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第四一号）（衆議院提出）

五九、 七、一一 衆・大蔵委員長提出

七、一二 衆可決

七、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、給与収入のある配偶者の配偶者控除の適用所得要件を緩和する等のため、昭和五十九年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低控除額の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、給与等の収入金額が百四十二万五千円以下である場合

の給与所得控除の最低控除額を五十七万円（所得税法本則五十五万円）とする。これにより、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入の限度額は九十万円（所得税法本則八十八万円）となる。

二、一の措置に伴い、給与所得の金額及び年末調整の際の給与所得控除後の給与等の金額の計算について所要の調整措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う昭和五十九年度における租税の減収見込額は、約百五億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

さきに政府提案に係る所得税法等の一部改正において、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入限度額が八十八万円に引き上げられたところでありましたが、これは給与所得控除の最低控除額五十五万円に控除対象配偶者の給与所得等の限度額三十三万円を加えたものであります。しかしながら、その後いわゆるパート主婦の問題をめぐ

って関係各党派間において協議が行われたのでありますが、本案は、その結果を踏まえたものであって、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。

その内容は、給与所得控除の最低控除額を二万円引き上げ、五十七万円とする特例等を定めようとするものでありまして、その結果、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入限度額は、八十八万円から九十万円に引き上げられることとなります。

なお、本法施行に伴う租税の減収額は、昭和五十九年度約百五億円と見込まれております。

委員会におきましては、本措置を所得税法でなく租税特別措置法の一部改正で行った理由、パート収入と内職収入との税制上の異なる取り扱いについての見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第四二号）（衆議院提出）

五九、 八、 一 衆・大蔵委員長提出

八、 二 衆可決

八、 八 参可決

要旨

本法律案は、最近における揮発油類似品（炭化水素油と揮発油以外のものとを混和した一定の規格の炭化水素油）の流通状況等にかんがみ、特別措置として揮発油類似品に揮発油税及び地方道路税を課税しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、揮発油類似品及び保税地域から引き取られる揮発油類似品について、これを揮発油とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

二、揮発油とみなされる揮発油類似品のうち、塗料の製造用等の用途に供されるものとして一定の規格を有するものについては、免税とする。

三、本法律は、昭和五十九年十二月一日から施行すること

とし、同日において一定数量以上の揮発油類似品を所持する製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最近、フェル等と称するいわゆる代替ガソリン、すなわち、ベンゼン、トルエン、キシレン等と灯油とを混合した揮発油類似品が、自動車用燃料として各地で販売され、量的にも相当拡大する傾向にあります。この揮発油類似品は、通常のガソリンに比べ比重が重いことから、揮発油税法において比重〇・八〇一七以下と定義されている揮発油には該当せず、揮発油税及び地方道路税の課税対象外とされております。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、揮発油税制度等の円滑な維持に資するため、この揮発油類似品を揮発油とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する等の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律は本年十二月一日から施行することとし、

法施行日において一定数量以上の揮発油類似品を所持する販売業者等に対して手持品課税を行うこととしております。

委員会におきましては、本法律案を議員立法として会期末に提出した理由と背景、代替ガソリンの生産コスト及び小売価格の実態、石油販売業界の経営実態と構造改善の必要性、石油代替エネルギーとしてのアルコール燃料開発の状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。